

令和 5 年度

手賀沼農地防災事業
泉揚水機場他実施設計業務

特 別 仕 様 書

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目的) 第1-2条 (場所) 第1-3条 (土地の立入り等) 第1-4条 (低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、手賀沼農地防災事業の工事实施に利用するため、泉揚水機場の実施設計を行うものである。 本業務において対象とする泉揚水機場の建設予定地は、千葉県柏市泉村新田及び柳戸地内で、別添位置図に示すとおりである。 準備作業の現地調査に必要な土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるものとする。 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない
---	--

(履行確実性評価の達成状況の確認)
第1－6条

(一般事項)
第1－7条

(管理技術者)
第1－8条

ない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4－1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

管理技術者は、設計共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－

(照査技術者)
第 1 - 9 条

(担当技術者)
第 1 - 10 条

(配置技術者の確認)
第 1 - 11 条

(保険加入)
第 1 - 12 条

第 2 章 作業条件
(適用する図書)
第 2 - 1 条

(設計条件)
第 2 - 2 条

(1) 照査技術者は設計共通仕様書第 1 - 7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング グマネージャー	農業土木	－

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1 - 7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

担当技術者は、設計共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。

設計共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

受注者は、設計共通仕様書第 1 - 37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場(平成30年 5 月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

設計作業における設計条件は次のとおりである。

1 設計基本条件 (ポンプ場)

(1) 計画吸水位 : YP+1.10m

(2) 計画吐水位 : YP+34.50m

(3) 計画実揚程 (計画吐水位－計画吸水位) : YP+33.40m

(4) 計画最大揚水量 : 2.540m³/sec

(5) ポンプ形式・口径・台数

用途	形式	口径	台数	吐出量	原動機
揚水用	横軸渦卷型	φ 800 mm	2 台	1.270 m ³ /s /台	電動機

2 設計基本條件 (建屋)

- (1) 建築面積 : 342.15 m²
(2) 建物構造 : 機场上屋 RC 造
管理棟 (電気室、操作室等) W造

3 設計基本条件（旧機場撤去）

- (1) 機場建屋 : RC 造 242m²
 (2) ポンプ設備 : 横軸渦巻ポンプ φ800×2 台 電動機
 (3) 導水路 (樋管) : B3.5m×H1.5m、L=59.7m
 (4) 樋門 : B3.5m×H1.5m

(参考図書)
第2-3条

設計作業の参考にする図書は、設計業務共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土木構造物標準設計	国土交通省	平成 12 年 9 月
2	鉄筋コンクリート構造 計算規準・同解説	(社) 日本建築学会	平成 30 年 12 月
3	鋼構造許容応力度設計 規準	(社) 日本建築学会	令和元年 11 月
4	建築基礎構造設計指針	(社) 日本建築学会	令和元年 11 月
5	解説・工作物設置許可基 準	(財) 国土技術研究セ ンター	平成 10 年 11 月

(貸与資料)
第2-4条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	貸 与 資 料	数量
業務報告書	令和2年度 全体実施設計手賀沼地区 全体実施設計書とりまとめ業務	1 式
業務報告書	令和4年度 手賀沼農地防災事業 環境モニタリング調査等業務	1 式

(適用する図書及び
貸与資料の取扱い)
第 2 - 5 条

第2-3条、第2-4条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 第2～4条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3－5条	ー11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記イに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
(情報共有システムの活用) 第3－6条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要

第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	領（農林水産省Webサイト参照）」によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 1. 打合せ時期 設計共通仕様書第1-10条による打ち合わせについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（基本条件整理段階） 第3回 中間打合せ（計画・設計段階） 第4回 中間打合せ（細部設計段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 2. 打合せ方法及び場所 方法：対面による打合せ 場所：関東農政局手賀沼農地防災事業所
第5章 成果物等 (成果物) 第5-1条 (成果品の提出先) 第5-2条	成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は以下のとおりとする。 千葉県印西市木下東2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。

第 7 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	(2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
---	---

作業項目内訳表[ポンプ場 実施設計]

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	備考
1 準備作業			
1-1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○	
1-2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	
2 設計計画			
2-1 比較検討	詳細の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の詳細比較を行う。	○	
2-2 ポンプ及び附帯設備機場規模の検討	ポンプ主要機器の選定配置、機場規模の基本的事項を決定する。	○	
3 水理計算			
3-1 揚程、キャピテーションの検討	揚程、キャピテーションの計算を行う。	○	
3-2 ウォーターハンマの検討	ウォーターハンマの計算を行う。	○	
3-3 サージングの検討	サージングの計算を行う。	—	
4 機場工の設計			
4-1 吸水槽	安定構造、配筋計算を行う。 (補足説明) 基礎は杭基礎を想定しており、機場外の取水設備、送水設備、水路を含まない。ポンプ、ゲート等の機器設備設計は含まない。	○	
4-2-1 吐水槽	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。	○	
4-2-2 耐震設計 (レベル2地震動)	吐水槽の耐震設計(震度法により地震力を算出し、限界状態設計法により照査)を行う。併せて、基礎工(杭基礎)の耐震設計(地震時保有水平耐力法に地震力を算出し、照査)を行う。	○	
4-3 沈砂池	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。	○	
4-4 機場本体	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。	○	
4-5 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。	○	
5 樋門、樋管工の設計			
5-1 躯体工	安定構造、配筋計算を行う。	○	
5-2 門柱	安定構造、配筋計算を行う。	○	
5-3 胸壁、翼壁、水叩き	安定構造、配筋計算を行う。	○	
5-4 操作台、管理橋	構造配筋計算を行う。 (補足説明) 操作台上に上屋(建屋)は設けないことを想定しており、上屋(建屋)の設計は含まない。	○	
5-5 水門扉	構造計算を行う。	○	
5-6 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。	○	

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	備考
6 建屋の設計 6-1 建物	設計計画、構造計算、設備設計、特別仕様書を作成する。 (補足説明) 操作室、機场上屋以外に設けられる管理棟の設計を含む。	○	
6-2 設計図作成・数量計算	立面図、正面図、側面図、矩計図、平面図、その他詳細図を作成し、数量計算を行う。	○	
7 護岸工の設計	矢板護岸の安定構造計算、構造図を作成し、数量計算を行う。	—	
8 場内整備工の設計	場内整備計画を検討し、平面図、その他詳細図を作成し、数量計算を行う。	○	
9 土工計画	土工図を作成し、数量計算を行う。 (補足説明) 取付道路は含まない。	○	
10 仮締切堤設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。	○	
11 山留工設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。	○	
12 施工計画の検討	工程計画、施工方法等の骨子を作成する。 (補足説明) コンクリートの施工方法に当たっては、各施工箇所の機能に応じて必要な強度、水密性及び耐久性を有し、かつ経済的なコンクリートが得られるような施工が必要である。特にマスコンクリートについてはひび割れを発生させないための検討を含む。	○	
13 特別仕様書作成	主要な工事の特別仕様書を作成する。	○	
14 概算工事費積算	主要工種の単価表を作成し、概算工事費を算定する。	○	
15 河川協議資料作成	河川法に基づく許可申請等添付図書の作成及び取りまとめを行う。	○	
16 建築確認申請資料作成	建築確認申請等添付図書の作成を行う。	○	
17 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
18 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

作業項目内訳表[旧機場撤去 実施設計]

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	備考
1 準備作業			
1-1 現地調査	機場及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○	
1-2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	
2 撤去工法の検討			
2-1 上屋工	上屋撤去(建築)を行うための解体機種及び分別解体方法を検討し、決定する。	○	
2-2 下部工	下部工撤去(土木)を行うための取壊し機種及び分別解体方法を検討し、決定する。	○	
2-3 施設機械	ポンプ、電動機等の施設機械類の分別解体方法を検討し、決定する。	○	
2-4 場内整備工	現況施設撤去後の舗装工及び侵入防止柵等の場内整備工を検討し、決定する。	○	
2-5 樋門、樋管工	樋門、樋管工の撤去方法を検討し、決定する。	○	
3 設計図作成、数量計算			
3-1 上屋工	立面図、正面図、側面図、矩形図、平面図、その他詳細図面を作成し、詳細数量計算を行う。	○	
3-2 下部工	一般構造図、その他詳細図を作成し、詳細数量計算を行う。	○	
3-3 施設機械	撤去に必要な図面を作成し、ポンプ、電動機等の施設機械類の詳細数量計算(鋼材重量含む)を行う。	○	
3-4 場内整備工	現況施設撤去後の場内舗装工、ネットフェンス等の場内整備に必要な図面を作成し、詳細数量計算を行う。	○	
3-5 樋門、樋管工	撤去に必要な図面を作成し、詳細数量計算を行う。	○	
4 施工計画の検討	工程計算、施工方法等の骨子を作成する。	○	
5 関係機関との協議資料作成	河川管理者、道路管理者等との協議打合せのための説明資料及び図面を作成する。	○	
6 特別仕様書の作成	主要な工事の特別仕様書を作成する。	○	
7 概算工事費積算	撤去工事単価をそれぞれ算出する。また、関東農政局資材価格より県内の産業廃棄物処理業者の処理費単価及び運搬距離の経済比較を行い、概算工事費を積算する。	○	
8 点検とりまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

作業項目内訳表[井戸ポンプ設計]

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄	
		当初	備考
井戸ポンプ設計	井戸ポンプの設計計画、設備設計、数量計算を行う。	○	